

第42号議案

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記議案を提出します。

令和2年（2020年）9月25日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

区立中学校の再編に伴い通学区域を定める必要がある。

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校通学区域に関する規則（昭和31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の表第四中学校の項及び第八中学校の項を削り、同表に次のように加える。

明和中学校	野方一丁目	36番から42番まで、49番から58番まで
	野方二丁目	34番から69番まで
	野方五丁目	6番、7番（1号から5号まで、18号から23号まで、野方団地）、8番、9番
	大和町一丁目	全域
	大和町二丁目	全域
	大和町三丁目	全域
	大和町四丁目	全域
	若宮一丁目	1番から3番まで、4番（1号から8号まで、21号から23号まで）、7番（1号から9号まで、15号、16号）、8番（1号から6号まで、14号から19号まで）、11番（1号、2号、15号）
	若宮二丁目	全域
	若宮三丁目	全域
	白鷺一丁目	全域
	白鷺二丁目	全域
	白鷺三丁目	全域

	鷺宮一丁目	6番、14番から21番まで、24番から31番まで
	鷺宮二丁目	全域
	鷺宮三丁目	全域
	鷺宮四丁目	全域

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。